

市民みんなの支え合い ガイドブック

Q

地域で支え合うって
どういうことなんだろう？



A

地域福祉のことを
知ってみましょう



Q

困ったときには
誰に相談したらいいんだろう



A

地域では
いろいろな人が
活動していますよ



Q

阪南市では
どんなことに
取り組んでいるのかな



A

地域で一体となって
さまざまな分野に
取り組んでいますよ



地域で支え合って、ということ？

「地域福祉」とは、それぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、近所の人や、福祉に取り組む団体、市役所などが協力し合って、地域で起きるさまざまな問題に取り組む考え方です。近所の人にあいさつをしたり、高齢者に手を貸したりすることも、大切な地域福祉の活動といえます。

「福祉」はみんなで少しずつ

「チイキフクシ」?
はじめて聞いたな…

地域をより良くするためにみんなで取り組もうという考え方のことだよ。例えば普段からの見守りもその一つだね。

そうなんだ! おじさん、いつもありがとう!

じゃあ、お祭りや近所のごみ拾いも?

そうだよ! 何気なくやっている活動も地域にとっては大切なことなんだ。

でも、むずかしく考えなくて大丈夫。まずは近所の人にあいさつをしたりして、みんなが顔見知りになることが大切なんだ。

実際に困っている人がいたら僕にもできることがあるでしょうか?

自分一人で解決しようとしなくていいんだよ。

地域には、困っている人を助けるために活動している人がいるのよ。

校区(地区)福祉委員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、社会福祉協議会…など

こうした人たちに伝えてくれるだけでも助かる人がいるかもしれないよ。

いろいろな人が活動しているんだね!

たまには散歩でもして近所の人にあいさつしてみようかな。

地域には、いろいろな事情や悩みを抱え、中には助けを求めることができない人もいます。「これをすれば正解」というものではありませんが、自分たちの住む地域のことを知ったり「何かできることはありませんか」と声をかけ合うことがとても大切なのです。

みんなができることを
少しずつやるのが
大事なんだね。



気づきから学びへ

大人も子どもも学び合う福祉教育が大切

気づきや学びにより、地域福祉の活動が充実していきます。自分たちの住む地域のことを調べてみたり、地域で支え合ってどうということ?と地域に目を向け、学ぶことが地域福祉の第一歩です。



実際の取組①

市民学習会



「ふくし」や「くらし」のテーマを取り上げる市民向けの学習会。地域全体の課題や知識に触れることで意識・関心も高まります。

実際の取組②

子どもたちの福祉教育・ボランティア学習



学校や地域で、福祉やボランティアについて学び、触れ、参加することで、地域で活動するきっかけになっています。

実際の取組③

認知症サポーター養成講座



認知症について正しく学び、誰もが暮らしやすい地域をつくる活動。講師役もボランティア(キャランメイト)です。

実際の取組④

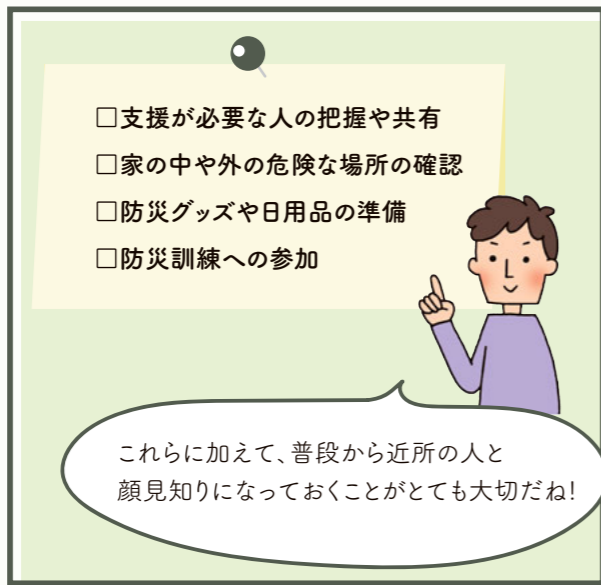
阪南市 地域づくり担い手研修



地域福祉活動を実施する際に役立つヒントや、既に阪南市で取り組まれている活動を知る研修です。

普段からのつながりが大切

まずは身近な防災から



こんな人は身近にいないかな？

病気や障がいなどにより日常生活に支援が必要な人、子ども、妊婦・子育て中の人、高齢者、外国籍の人などで、災害時に社会的な支援を必要とする人たちのことを「要配慮者」といいます。避難誘導や安全確保などについて、周囲の人々で話し合っておきましょう。



要配慮者



障がいのある人

日頃から備えておくために

阪南市では、災害時に不安がある人を対象に、地域活動者や専門機関などによる見守り・安否確認などを行う「くらしの安心ダイヤル」という事前登録制度があります。気になる人がいる場合は登録を促してみましよう。

また、災害時に備え、日頃からハザードマップや避難所マップ、防災ガイドなどを確認しておきましょう。



ハザードマップや避難所の確認はこちら ▶▶



災害ボランティアセンター

社会福祉協議会が中心となり、被災者宅や被災地域の復旧のお手伝いとして、市内外からボランティアを募集し、必要とする人におつなぎします。センター運営は地元の行政や民間機関、ボランティア、外部の支援団体・NPOなどとも協働して行います。阪南市では、平成30年の台風21号災害の際に設置・運営しました。



災害ボランティア活動についてはこちら▶▶



地域で活動する人、団体、関係機関

自治会・まちづくり協議会

住民の自治組織。地域での居場所づくりや、災害に備えた要支援者の把握など、福祉課題への取組も増えつつあります。



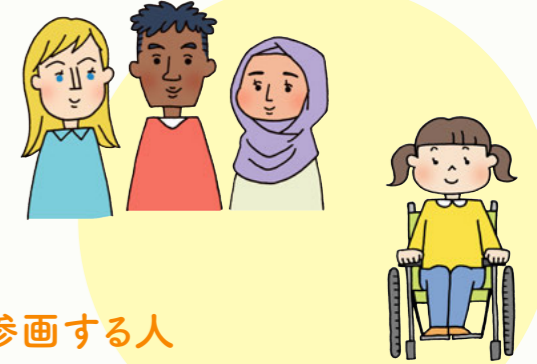
民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、住民の立場で福祉の相談や援助を行う方々。福祉委員との連携のもと、子どもや高齢者などの見守り活動などで活躍されています。



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

市内2か所の地域包括支援センターに計4人配置されており、地域に出向き福祉や生活全般の困りごとなどさまざまな相談を受け付けている福祉の何でも相談員。



地域づくりに参画する人

「阪南市をより良くしたい」という思いのもと、障がいの有無や性別、国籍に関係なく、さまざまな人が地域活動に関わっています。

ボランティア

「何か役に立ちたい」という思いのもと、個人やグループが地域や施設などで自主的な活動を行っています。



NPO・市民公益活動団体

まちづくり・環境・子どもへの支援など、特定の課題やテーマについて営利を目的とせず活動する団体。



校区(地区)福祉委員会

福祉委員会を地域福祉を進める中核として位置付け、12の小学校区(地区)ごとに地域の課題に合わせた福祉活動を展開しています。身近な地域で住民が主体となって地域の暮らしや福祉について話し合い、必要な活動を行っています。



地域包括支援センター

市内2か所に設置し、主に高齢者の介護や日常の暮らしのことなど、広く相談を受け付ける地域の相談窓口です。地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止、介護予防などを総合的に推進しています。

地域福祉推進のパートナー

阪南市の地域福祉を進めていく役割を担っています。「公」と「民」が協働で進めるパートナーとして位置付けています。

社会福祉協議会

民間の社会福祉法人として、地域福祉を推進する団体です。地域で活躍する住民の方々や各種関係機関、専門職などの多様な主体の連携・協働による地域福祉を推進しています。

市役所

健康福祉部内に設置している「くらし丸ごと相談室」では、市民のさまざまな相談に応じます。また、市民福祉課を中心に、地域福祉を推進する各種施策や業務を実施しています。

阪南市ではこんなことに取り組んでいます

阪南市では、身近な生活範囲として小学校区程度の範囲でさまざまな福祉活動を進めています。地域の居場所づくりを通じて助け合いや支え合いの和が広がっており、課題解決に向けて多くの人が主体的に参加し、話し合い、活動に取り組んでいます。

地域の取組①

まちなかサロン・まちなかカフェ

「まちなかサロン」は手芸や映画の上映などさまざまなプログラムを通じた交流の場、「まちなかカフェ」はボランティアによる喫茶コーナーで、幅広い世代の居場所・出会いの場所になっています。高齢者を対象に始めるカフェ・サロンが多いですが、いつしか多様な年代の人たちに利用されるところも。身近に集える場所がどんどん生まれています。

市内のサロンカフェMAPが
スマホで見られます▶▶



外国籍の方が
お手伝いして下さることも



漁港での子ども食堂には
たくさん子どもたちが



つながることで、
仲間や生きがいづくりに



移動販売車が来て、
買い物ができるサロン・カフェも

地域の取組②

農福・漁福連携

阪南市の農地や海を通じて、子どもや若者、高齢者などが気軽にふれあえる居場所づくりや社会とのつながりが弱い人、生活にお困りの方への就労支援を進めています。農園では野菜や果物を栽培し、生活に困っている方などへの寄付や、海では生き物に親しむイベントや子ども食堂を実施するなど、阪南市の自然を活かした福祉のまちづくりを進めています。

これらの活動は、阪南市社協ホームページで詳しく紹介しています▶▶



地域の取組③

コロナフレイルゼロ運動

コロナの影響で自宅にいる時間が増えた結果、筋力の低下や地域で学ぶ機会が減少し、体力や気力が低下してしまう状態をコロナフレイルと呼んでいます。

阪南市民全住民のコロナ前の元気を取り戻すため、地域活動者、医師会、介護事業所、社協、包括、行政が協働した取り組みが進んでいます。



日々のつながりが
積極的な取り組み参加に



漁港でのボランティア

地域の取組④

泉南学寮グリーンサポーター

阪南市にある少年院「泉南学寮」の在院者による全国初の地域ボランティア団体「泉南学寮グリーンサポーター」。生徒が自分たちに何ができるかなどをグループワークで話し合い、ボランティア活動を通して地域住民と交流しています。感謝の言葉をかけられることで、達成感ややりがいを感じ、自分に自信を持つきっかけが生まれています。



府営住宅での
買い物支援ボランティア

地域の取組⑤

子ども福祉委員

住民懇談会での提案をもとに第3期計画に明記し、平成29年から創設しました。社会福祉協議会の支援のもと、小中学生が地域の担い手として、自主的な活動を行っています。高齢者や障がい者宅の困りごと支援、地域清掃イベントの企画、サロンのお手伝いなど多岐にわたり活躍し、令和元年度パナソニック教育財団「子どもたちのこころを育む活動」全国大賞を受賞しました。



若い世代から福祉に
関わる仕組みができています

第4期阪南市地域福祉 推進計画をつくりました

基本理念

第4期計画を策定するにあたっては、第1期計画から掲げている3つの基本理念を引き継ぎ、この基本理念のもと、ニーズ調査に基づく基本目標及び重点課題を設定し、施策展開を図ります。

目標理念

市民みんなの基本的人権を大切に する福祉のまちづくり

市場化された保健福祉サービスが、何らかの社会的支援を必要とする高齢者、子ども、障がいのある人などの人権侵害を起こさぬよう、従来以上に市民の基本的人権を守る施策・サービスとして調整・管理するとともに、市民一人ひとりが人権を尊重し合うことができる地域社会づくりをめざします。

原則理念

住民自治・市民参画による 福祉のまちづくり

市民のライフサイクル(生涯周期)の変化に伴う日常生活上の不安や困難を、生活している地域で解消し、生涯にわたって生きがいと満ちた生活を楽しめる真に豊かな地域社会の実現をめざし、「市民一人ひとりが人権と福祉のまちづくりボランティア」として主体的にその取組に参加するという市民の交流と連帯、住民自治と市民参画を基本とする地域社会づくりに取り組みます。

「公民協働」による 福祉のまちづくり

すべての市民が憲法に保障された幸福な日常生活を営む上で必要な基本的施策の整備・拡充と、人間としての尊厳や生きがいと保ち続けられる生活をしていくための社会的な仕組みづくりをそれぞれの地域の実態に合わせて、公民協働で推進していきます。

公民協働計画としての位置づけ

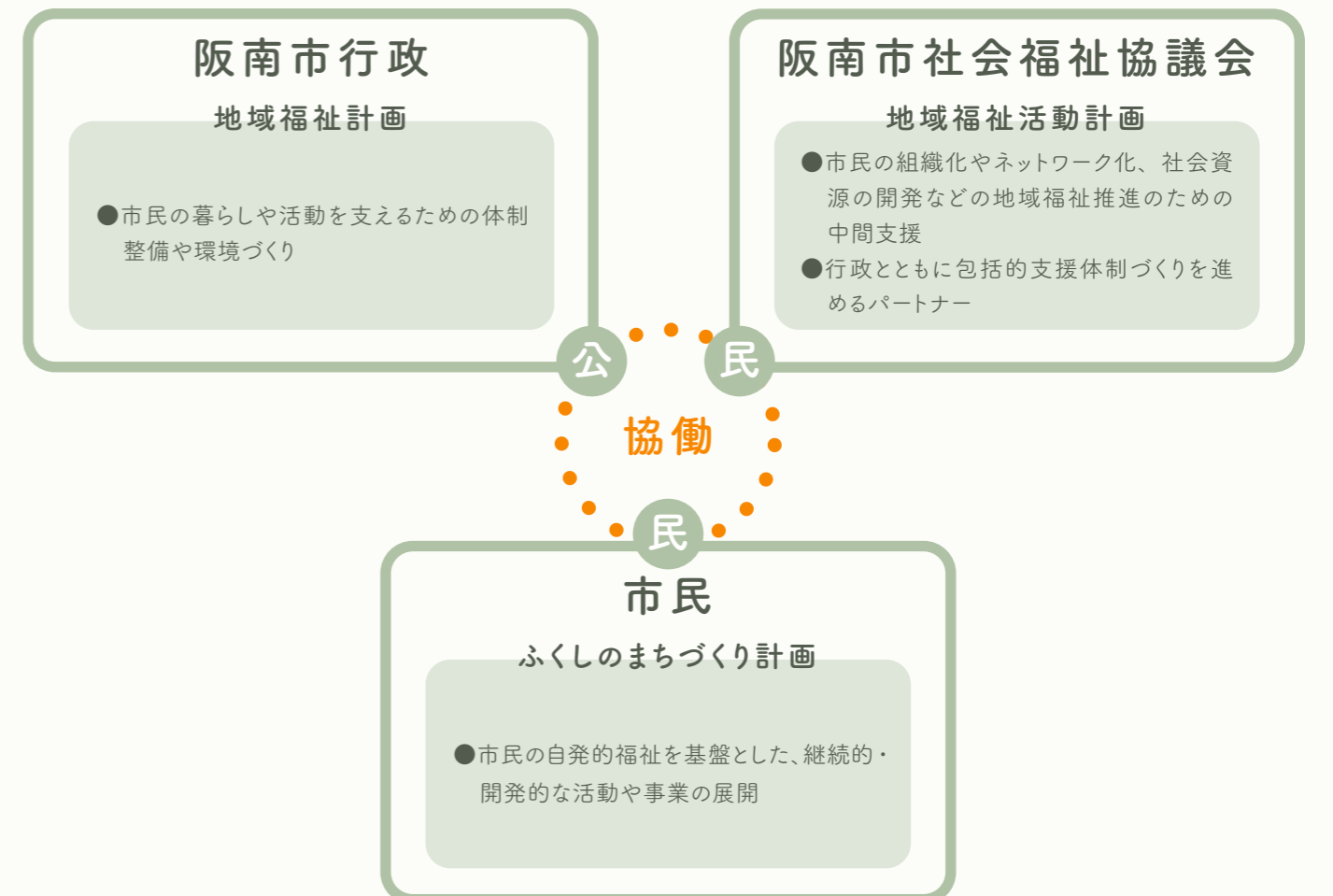
本計画は行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものであり、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。

また、本計画策定に合わせ、概ね小学校区において住民の手によって策定する「ふくしのまちづくり計画」も策定し、掲載しています。

特に本市では、第1期計画策定以来、「公民協働」を基本理念のひとつに掲げ、大切に位置付けています。地域福祉を進めるうえで住民の自発的福祉をその基盤とし、課題を抱える当事者や活動者などの権利や主体性を守りながら、継続的・開発的な活動や事業に取り組んでいます。

そして、こうした住民の暮らしや活動を支えるために行政がその体制整備や環境づくりに取り組み、相互の協力関係と一定の緊張関係を保ちながら協議・協働を重ねています。

また、行政を中心とした「公」と並んで、阪南市社会福祉協議会を「民」の要として、住民の組織化やネットワーク化、社会資源の開発などの地域福祉推進のための中間支援機関の役割を果たすとともに、行政とともに包括的支援体制づくりを進めるパートナーとして位置付けています。



阪南市の地域福祉のしくみ

1 地域福祉推進の圏域

住み慣れた地域で、衣・食・住や生きがい活動など、その人らしい暮らしを実現するために、隣近所や隣組(班)、自治会単位・小学校区などの身近な単位でのつながりが特に重要です。

阪南市地域福祉推進計画では、第1期計画当初より、保健福祉圏域をおおむね中学校区、地域福祉活動推進の圏域をおおむね小学校区単位として位置付けています。

ただ、第2期計画以降、阪南市においても少子高齢化の急速な進展による移動困難の問題や急な坂が多い地域性等の要因から、地区によっては小学校区よりもさらに身近な単位での地域福祉活動圏域の重要性も増してきています。

■ 地域福祉活動圏域のイメージ



2 阪南市の包括的な支援体制の仕組み

本市では、現場の専門職や地域活動者の課題、思いにもとづいて、さまざまな支え合いの仕組み、連携の仕組みが作られてきました。また令和4年度からは重層的支援体制整備事業の実施に取り組み、こうした連携体制のさらなる構築を進めています。これらは、国が示すモデルを踏襲するのではなく、阪南市で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、「阪南市版の包括的な支援体制づくり」を進めることが何より重要です。

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱としながら、この3つの支援を一体的に行えるよう、公民協働で取り組みます。

また、これらの仕組みは、常に現場で生じる新たな課題に対応するべく、本計画掲載以後も随時関係機関の協議・合意のもとで点検・改善を重ねます。

■ 阪南市における包括的支援体制図



計画の施策体系

基本目標

1

「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり

- 基本施策 1
身近な地域でつながりづくり・居場所づくり
- 基本施策 2
地域の福祉活動の活性化と
まちづくり・産業分野との融合へ



基本目標

2

身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり

- 基本施策 1
社会参加の促進
- 基本施策 2
地域における相談・支援体制の充実



基本目標

3

みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり

- 基本施策 1
多機関協働による包括的な相談支援体制の推進
- 基本施策 2
権利擁護の推進
【成年後見制度利用促進基本計画】
- 基本施策 3
再犯防止対策の充実【再犯防止推進計画】



基本目標

4

未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進

- 基本施策 1
福祉文化の創造と地域福祉人材育成の推進
- 基本施策 2
計画的・開発的な地域福祉活動の推進



※このページに使用しているイラストは阪南市在住の大学生ボランティアによる作品です。

計画の施策展開

基本目標

1

「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり

基本施策 1 身近な地域でつながりづくり・居場所づくり

各種活動における参加者の高齢化と固定化、自治会加入率の低下が課題となる中で地域のつながりづくりを進めるため、多様な世代の参画とNPO法人や地縁団体など多様な団体の連携を促進し、多様な価値観を受け止める地域づくりに取り組みます。

特に協働する取組

- まちなかサロン・カフェ活動の推進
- 子どもの居場所づくり
- 地域づくりに向けた支援の一体的推進【新規】
- 地域福祉拠点づくり

公の取組

- 福祉サービス事業者との連携促進
- ゆるやかなつながりを生かした地域運営の推進【新規】

民の取組

- 校区（地区）福祉委員会の拠点確保
- 暮らしの中での居場所づくり【新規】
- 身近な地域での支え合い活動の推進
- 地域まちづくり協議会設置検討への参画

基本施策 2 地域の福祉活動の活性化とまちづくり・産業分野との融合へ

校区（地区）福祉委員会とまちづくり協議会の協働をはじめ、活動団体や企業など多様な団体が互いに連携を図り、地域の課題や諸問題などの解決に向けて共に取り組むことができるよう、情報交換、情報共有の場づくりと仕組みづくりを進めます。

特に協働する取組

- 校区（地区）福祉活動の推進
- ボランティア・NPO 団体等、市民活動への支援
- 多様な主体による地域福祉活動の推進

公の取組

- 各種養成講座等の開催による担い手の育成
- 地域の福祉活動と民間事業者との連携
- 地域住民組織への支援

民の取組

- ボランティアセンターの充実
- 市内企業等と連携した多様な担い手の拡充
- 新たな地域生活課題への解決策の開発【新規】
- 農福・漁福連携によるまちづくりの推進【新規】
- まちの魅力・にぎわいの創出【新規】

特に協働する取組：公と民が共に役割を担い、実施する取組
公の取組：行政が主として役割を担い、社協・民間と協働
民の取組：社会福祉協議会が主として役割を担い、行政・民間と協働

基本目標
2

身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり

基本施策 1 社会参加の促進

誰もが孤立・孤独を感じることなく、経験や知識を生かしながら、地域社会の一員としていきいきと活躍できるよう、就労支援や他者につながる居場所への参加促進など、多様な社会参画のための機会づくり、活動機会の提供等の必要な支援を行います。

特に協働する取組

- 当事者団体への支援
- 地域における多文化共生の推進【新規】

公の取組

- 地域活動支援センターや事業所と連携した社会参加・就労支援【新規】

民の取組

- 参加の場や活躍の機会づくり

基本施策 2 地域における相談・支援体制の充実

地域の居場所の協働や、支え合い会議等のネットワークを活用して、地域の生活課題の把握と支援へのつながりを強化します。また、支援が必要な人の避難について、災害時の適切かつ迅速な避難につなげます。子どもや高齢者、障がい者に対する虐待や暴力の早期発見・早期対応のための仕組みづくりなどを推進します。

特に協働する取組

- 身近な地域での困りごと相談の実施
- 市民と専門職のネットワークづくり
- くらしの安心ダイヤルの実施

公の取組

- 地域の福祉相談の推進とニーズキャッチ
- 児童・高齢者・障がい者虐待やDVの防止
- 災害時要援護者名簿の共有と個別避難計画の策定
- 防災意識の向上と防災訓練の促進
- 災害ボランティアセンターの設置
- 防犯活動の推進
- 子どもの登下校時の安全見守り体制づくり
- 認知症 SOS ネットワークの強化

民の取組

- 災害に備える福祉活動の推進

基本目標
3

みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり

基本施策 1 多機関協働による包括的な相談支援体制の推進

くらし丸ごと相談室のさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、包括的な支援体制を構築します。

特に協働する取組

- 生活圏域でのエリアチームの設置
- 相談窓口や居場所についての周知啓発
- 地域包括ケアシステムを基盤とした重層的な支援体制の構築

公の取組

- 公民による横断的な相談支援体制づくり
- 生活困窮者への支援の充実と周知啓発
- 専門的な相談の充実と周知啓発

民の取組

- 相談支援の多機関連携の推進
- 社会福祉法人による公益的な取組の推進

基本施策 2 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策をより一層推進するため、「基本施策2 権利擁護の推進」を「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。認知症や障がい等を理由に、意思の決定や実現に困難を抱えている人については、本人の意思に基づく決定ができるよう支援するための制度として、成年後見制度の利用を促進します。

特に協働する取組

- 地域連携ネットワークの整備【新規】

公の取組

- 中核機関の機能の整備・運営【新規】
- 市民後見人の育成と活動支援
- チーム支援の仕組みの整備
- 成年後見制度の利用の促進
- 日常生活自立支援事業への支援

民の取組

- 成年後見制度の利用を必要とする人への情報提供
- 日常生活自立支援事業の実施

基本施策 3 再犯防止対策の充実【再犯防止推進計画】

今後も、刑期を終えて出所したものの、生活のしづらさを抱え、支援を必要とする人等に寄り添い、円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくりを推進します。また、犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざして、更生支援の取組を推進します。また、「泉南学寮グリーンサポーター」活動を通し、在院生の再非行防止の取組を進めます。

特に協働する取組

- 「泉南学寮グリーンサポーター」活動を通じた社会復帰支援【新規】

公の取組

- 就労や住まいの確保に向けた各種制度の運用
- 円滑な社会復帰に向けた啓発の推進社会を明るくする運動等【新規】

民の取組

- 矯正施設出所後の支援【新規】
- 市内矯正施設など在校生への支援【新規】
- 少年院出院時の伴走的コーディネート【新規】



未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進

基本施策 1 福祉文化の創造と地域福祉人材育成の推進

市民一人ひとりが、地域や福祉の課題に対する意識・関心を高め、具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実に向けた支援に取り組みます。また、担い手の発掘や育成、地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。障がいの有無、ジェンダー、LGBTQに関わらず、一人ひとりの人格と個性を尊重し、誰もが安心して参加できる機会が平等にある地域を推進していきます。

特に協働する取組

- 地域福祉教育・地域協働人材養成の推進
- 子ども福祉委員活動の推進
- 新たな地域活動の担い手の拡大と負担軽減の検討
- 障がい者理解の促進、差別解消の推進

公の取組

- 市民と行政の相互理解による協働の推進
- 活動の周知啓発
- 人権意識の高揚
- 福祉教育の推進
- 自治基本条例の推進

民の取組

- 子ども・若者への地域での福祉学習・地域参加の推進
- 学校での福祉教育の推進
- 地域での市民向け福祉学習の推進

基本施策 2 計画的・開発的な地域福祉活動の推進

行政と社会福祉協議会は、より柔軟な地域福祉活動を展開するための体制運用に取り組み、地域福祉の着実な推進をめざします。また、各事業や活動についても、適応性や目標達成度、有効性の観点から点検・評価を行い、かつ、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理及び取組の見直しを行っていきます。

特に協働する取組

- 柔軟な地域福祉活動を実現するための体制運用【新規】
- 福祉文化創造プロジェクトチームの設置【新規】
- 地域福祉活動の進行管理（計画の推進・点検・評価活動）【新規】
- 社会福祉協議会による中間支援機能の強化

公の取組

- SDGsの推進【新規】
- ICTを活用した地域福祉活動についての研究開発【新規】
- （仮称）地域福祉条例の制定

民の取組

- ふくしのまちづくりビジョンの推進
- 地域福祉財源の確保

地域福祉に関する専門職・相談機関



機関名	概要	問い合わせ先
コミュニティ ソーシャルワーカー（CSW）	地域における見守り・発見・相談・つなぎの機能の強化を図っています。市内2か所に2人ずつ配置しています。	072-447-6428（西園域/阪南市社会福祉協議会）
		072-493-2304（東園域/生長会）
子育て総合支援センター	親子で自由に交流できる場の提供、親子教室・子育て講座等の事業を開催しています。 子育て家庭への支援活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。	072-479-6510（子どもNPOはらっば）
		072-471-6002（子どもNPOはらっば）
基幹相談支援センター	障がいのある方の相談を受けています。	072-489-4520（直通）（阪南市市民福祉課）
地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上や虐待防止、介護予防などを総合的に推進しています。	072-447-6428（西園域/阪南市社会福祉協議会）
		072-493-2304（東園域/生長会）
地域活動支援センター	障がいのある方の相談を受け、憩い、生きがいがづくり、社会参加の機会を提供しています。	072-471-6863（まつのき園）
子育て世代包括支援センター	妊娠中や子育て中の悩みや困りごとに関する相談を受けています。	072-472-2800（阪南市健康増進課）
阪南市社会福祉協議会	地域での福祉活動やボランティア活動、くらしの困りごとなどの相談を行っています。	072-472-3333
市民活動センター 夢プラザ	市民が自主的・自発的な活動のもとでより良い社会をつくるためのさまざまな活動を行っています。	072-471-1030
生活困窮者 自立支援相談員	生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。	072-447-5301（阪南市社会福祉協議会）
介護予防拠点	阪南市内4か所で、日替わりで健康講座や、インストラクターによる作品作成教室などを実施し、介護予防に取り組んでいます。	072-471-6675（いきいき交流センター）
		072-473-6606（えぶろんの会）
		080-9282-8212（おざきエーライン）
		070-4446-6363（はこつくりエーライン）

第4期阪南市 地域福祉推進計画（概要版） 「市民みんなの支え合い」ガイドブック 令和5年3月

発行：阪南市
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会
編集：阪南市 健康福祉部 市民福祉課
阪南市社会福祉協議会 事務局

阪南市
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1
電話：072-471-5678（代表）
<https://www.city.hannan.lg.jp/>
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会
〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町 1-18-15
阪南市地域交流館内
電話：072-472-3333
<https://www.hannanshi-shakyo.jp>
Eメール：h-shakyo@sb3.so-net.ne.jp



地域福祉推進計画の詳細は、
こちらで確認いただけます。